

長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）改定の概要（令和4年3月時点）

1. 本計画の概要
本計画は、本市の森林・林業のめざす姿や基本施策を明確にし、市民と行政が一体となって本市の森林・林業施策を推進するための総合計画です。森林法第10条の5の規定に基づく法定計画としても位置づけており、計画期間は、令和2年4月から令和12年3月までの10年間としています。
2. 今回の改定の概要
<p>本年6月に、国において森林・林業基本計画が新たに策定され、「全国森林計画」が変更されました。これを受け、県において「湖北地域森林計画」を改定されることに合わせ、本計画を改定したものです。</p> <p>また、本市森林ディレクション審議会で指摘のあった事項についても見直しを行うとともに、時点修正を行いました。</p>
3. 改定の内容
<p>(1) 法定計画として上位計画との整合を図りました。</p> <p>法定計画（長浜市森林整備計画）に該当する箇所につきまして、上位計画「湖北地域森林計画」との整合を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な森林整備を推進するため「主伐時における伐採搬出指針」を記載しました。（P54～60） ○確実な森林の更新を図るため「植栽を必須とする伐採跡地の基準」を記載しました。（P66～67） ○「木材生産機能維持増進森林」のうち「特に効率的な施業が可能な森林」を設定しました。（P73～75）【※県協議後、面積を一部修正しました】 ○その他「湖北地域森林計画」との整合を図りました。 <p>(2) 長浜市森林ディレクション審議会において指摘のあった基本施策における事業内容や指標等の見直しを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該審議会で指摘のあった市の動きが反映できていない等の事業内容や指標・目標値を見直しました。（P19～48） <p>(3) 森林整備に関する事項やその他の時点修正を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県計画等の改定等に伴い引用部分の時点修正を行いました。（P8） ○「特定間伐等促進計画」の改定内容を反映しました。（P76～78）
4. スケジュール
<p>8月： 議会報告（着手）</p> <p>11月： 森林ディレクション審議会（修正案審議）</p> <p>12月： 議会報告（パブリックコメント前報告）</p> <p>12～1月： パブリックコメントの実施</p> <p>2月： 国県意見照会</p> <p>3月： 議会報告後、計画公表</p>

『森林・林業基本計画』の主な変更内容
<ul style="list-style-type: none"> ①特に効率的な施業が可能な森林の区域（特に植栽を促進すべき区域）の設定 ②確実な更新の確保（造林未済地の発生防止） ③適切な集材方法の確保
市町村森林整備計画における変更内容
<ul style="list-style-type: none"> ⇒①「特に効率的な施業が可能な森林」の区域指定 ⇒②「植栽を必須とする伐採跡地の基準」を記載 ⇒③立木の伐採・搬出に当っては令和3年3月の国通知「主伐時における伐採搬出指針」に則って行うことを記載
計画の位置づけ
<pre> graph TD A[森林法に基づく法定計画] --> B[全国森林計画(国) (H31~R15)] B --> C[湖北地域森林計画(県) (R2~R11)] C --> D[長浜市森づくり計画 (長浜市森林整備計画) (R2~R11)] D --> E[森林経営計画(森林組合等)] </pre>